

## 船舶事故調査報告書

令和元年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年3月8日 10時58分ごろ
発生場所	沖縄県金武中城港中城湾新港地区西ふ頭東方沖 金武中城港泡瀬波除防波堤灯台から真方位102° 1,620m付近 (概位 北緯26° 19.4′ 東経127° 51.5′)
事故の概要	砂利運搬船第十八住若丸は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年3月11日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	砂利運搬船 第十八住若丸、746トン
船舶番号、船舶所有者等	142931、住若海運株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、中城湾新港地区西ふ頭岸壁から 東南東方に延びる水路を航行する予定で出港し、船長が、目視により 航行していたところ、水路南側で行われていた浚渫工事の範囲を示 す簡易灯付浮標（緑色）と西ふ頭東方沖の灯浮標（緑色）とを見間違 えて東進し、水路から外れて浅所に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約2.2m、船尾約3.1mであった。 船長は、レーダー等を使用して船位を確認していなかった。
分析	本船は、航行中、船長が、レーダー等を使用しておらず、目視のみ で航行を続けたことから、灯浮標を見間違えて水路から外れ、浅所に 乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、航行中、船長が、レーダー等を使用しておら ず、目視のみで航行を続けたため、灯浮標を見間違えて水路から外 れ、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。 ・レーダー等を活用して船位の確認を行うこと。